

北海道議會時報

第 10 卷 第 3 号

昭 和 33 年 3 月



北 海 道 議 会 事 務 局

— 第 3 号 目 次 —

議会の動き

常任委員会……………1

特別委員会……………9

総合開発調査特別委員会

会合

全国都道府県議会議長会……………12

九都道府県議会議長会……………12

雑 録

地方行政疑義問答集……………13

議会の検閲、検査権並びに調査権について

図書室だより……………27

二月のメモ

表紙写真

街路樹の枝切り

北海道議会事務局撮影

本多議員逝去

議員本多吉江君は、黄痘症、心臓肥大症のため二月以来入院加療中のところ三月二日午後一時三十分逝去された。

自民党道連、愛別村の合同葬儀が三月六日愛別村正覚寺において執行された。なお三月六日開かれた第一回定例道議会において秋山議員（協ク）により追悼演説が行われた。



追悼演説

私は同僚議員本多吉江君の御逝去に対しまして、つつしんで哀悼の辞を述べ、衷心故人の御冥福を祈念したいと存するものであります。

私どもの同僚として、昭和二十二年以来多年道政のため尽瘁せられました本多吉江君は病のため去る三月二日こつ然として逝去せられ、本日郷里愛別村において告別式が行われている次第であります。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

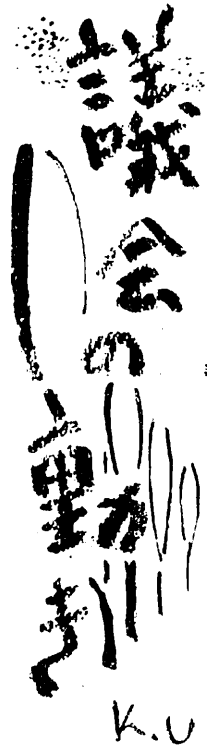
本多吉江君は富山県出身の御両親の下に明治三十八年十月草深い上川郡愛別村に生れたきつすいの道産子でありまして、同村の小学校卒業後農業に従事し、青年の信頼を集めて若冠二十五歳にして下愛別産業協同組合理事に就任、続いて愛別村産業組合常務理事及び専務理事に就任する。かたわら三十歳にして、既に同村村会議員に当選、常に産業組合運動の先頭に立つて郷党を率い農村発展の努力を続けられて参つたのであります。昭和二十二年四月の道議会議員選挙には衆望をになつて当選し、自来三選して今日まで十一年の長きにわたり道政に参画されたのであります。

この間道議会におきましては、二十六年の第二期当選以来四カ年にわたり民生委員長の要職に就任する外、文教、商工、農地開拓、衛生、土木、建設の各常任委員を歴任し、更に予算特別委員長二回、決算特別委員長及び総合開発、冷害凶作の各特別委員をも兼ね、道政の進展に寄与されたのであります。特に四カ年にわたる民生委員長在任中には、本道国民健康保険事業の確立、新生活運動の推進等民生安定に熱情を注がれた功績は、衆目のひとしく賛仰してやまぬところであります。

本多吉江君は資性温厚にして才気喚発、六尺豊かな巨軀をもたれ、議会における活動も困難な各派折衝の取まとめ役として、或は所属議員会幹部として重きをなし、道民生活の安定と議会政治の向上発展に終始一貫精進されたのであります。身体不調を訴えながら本年一月の中央における予算折衝には縦横の活躍をされ、或は病氣入院中にも拘らず議会の寒地農業確立小委員会に出席されたりしたことは、この間の事情を雄弁に物語るものと存じます。

今や第二次五カ年計画の発足に当り寒地農業の確立、民生の安定等今後同君の該博にして卓抜せる手腕に期待するところ甚だ多いとき、にわかに病あらたまり、五十二歳を一期として長逝せられましたことはまことに惜しんでも余りある次第でありまして、衷心から哀悼の至情を捧げるものであります。

ここにつつしんで本多吉江君の御冥福を祈念し、一言もつて追悼の詞といたします。



常任委員会

総務委員会

○二月十一日 午前十一時三十五分、第一委員室において開議、午後二時五十分散会、委員長 森川 清（社）

請願、陳情の審査
請願

- 第五〇五号 軽油引取税徴税手数料交付の件 （採 択）
- 第五一二号 遊興飲食税納期日変更の件 （採 択）
- 第三四二号 在留中国人及び朝鮮人の身分保証等に関する件 （保 留）
- 第四三五号 名寄市一部を美深町編入方促進の件 （保 留）
- 第四三九号 名寄市字知恵文地区境界変更現状維持の件 （保 留）
- 第四五四号 根室支庁庁舎所在地を根室内陸地区に移設の件 （不採 択）

陳 情

- 第四一三号 発電税創設反対に関する件 （保 留）
- 第七四一号 石綿鉱業に対する軽油消費税免除の件 （保 留）
- 第六一八号 中札内村を帯広市に合併の件 （保 留）

一 般 議 事

本日聴取した陳情は次のとおり。

石炭手当の増額について

全道労協全官対策部長

○二月二十五日 午前十一時五十分、第一委員室において開議、午後三時二十五分散会、委員長 森川 清（社）

一 般 議 事

- ① 委員長より、石炭手当増額支給に関する中央折衝の経過について報告、ついで総務部長より、第一回定例道議会提出予定の案件について、財政課長より、予算案の内容についてそれぞれ説明を聴取、堀委員（社）より、市の昇格基準人口の引下げ問題が中央において検討されていることに関し本道における該当町との話し合いの有無、これと道議会議員の選挙区設定との関連、また同問題に関する法律案改正の見通し、並びに木材引取税の税率引下げに関する中央の動き、市町村税に及ぼす影響等について質疑、地方課長より答弁。
- ② 石炭手当、寒冷地手当増額に関する要望意見書案の取扱いについて諮り、西野委員（自民）より、意見書案の提出については賛成であるが最低三・一トンの確保が明確でないという点について質疑及び意見があり、委員長より応答、人事課長より補足答弁、塚田委員（社）より、案文については傾斜配分と平均三・五トン増額の両方を含んでいるのでこれでよい旨の意見があり、委員長より、二十六日中に議会の決定を得て早急に運動の必要があるものでそれまで各党で協議されたい旨を述べた。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 自動車取得税廃止について

北海道バス協会長

(2) 私立各種学校に対し道費補助について

北海道私学連合会長

○二月二十六日 午後二時十分、第一委員室において開議、午後二時十七分散会、委員長 森川 清(社)

一般議事

① 石炭手当及び寒冷地手当増額に関する要望意見書案の取扱いは協議、西野委員(自民)より、意見書案の提出については異議はなく、更に明二十七日は自民党道支部の総務会に諮ることになっている旨、委員長より、社会党議員会は了承済みであり、協同クラブも異議がないことである旨を述べ、本意見書案の提出については本委員会全員が提議員となつて本日提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで本問題の中央折衝について諮り、異議なく派遣委員に泉谷副委員長(自民)及び岡林(社)大久保(自民)両委員を決定した。

② 次に委員長より、本件については官公庁首長会議の上申書もでき、これに経営者協会の賛成を得ることが必要であるので早速に理事者側において話し合いを進めるよう述べた後、人事課長より、人事委員長とも協議の上まとめるようにしたい旨答弁があり、大久保委員(自民)より、経営者側の賛成を得ることが一番必要のように思う旨の意見があり、委員長より、経営者協会の賛成についても文書の形式にしようとうと都合がよい旨を述べた。

厚生委員会

○二月四日 午前十時四十三分、第三委員室において開議、午後一時二十五分散会、委員長 吉田定次郎(自民)

一般議事

① 委員長より、昭和三十三年度厚生関係国費予算獲得に関する中央折衝の経過について報告、ついで民生部長より、民生部関係予算の決定状況について説明を聴取、次に太田委員(社)及び社会課長より、ソ連、樺太引揚者の舞鶴出迎え状況について報告があつた後、和平委員(社)より、函館引揚寮の改築に関する折衝経過について、井川委員(自民)より、終戦後長年月を経過しているのに引揚げが遅れている理由、ソ連籍に入つた日本人の収入、生活環境等に関する調査方について、橋本(清)副委員長(社)より、引揚者中の朝鮮人は帰国を望まないのかどうかについて、それぞれ質疑及び要望があり、民生部長、社会課長より答弁、次に衛生部関係予算の決定状況について医務薬事課長より説明を聴取、ついで和平委員(社)より、補助率の引上げられたものの有無について質疑、医務薬事課長より答弁。

② 医務薬事課長より、去る一月二十一日の旭川保健所全焼の件について現在までに判明した状況及び応急対策、保健所の再建計画等について説明を聴取の後、宮津委員(自民)より、火災保険に入つていたかどうか(中山委員(自民)より、関連質疑があり)について、井川委員(自民)より、防火用鉄扉の有無について質疑があり、医務薬事課長より答弁、ついで薬剤師の学科試験は札幌で実施することとなつた旨及び天売と幌泉村の庶野にへき地診療所を新設して業務を開始した旨の報告を聴取。

③ 委員長及び井川委員(自民)より、衛生公社問題に関するその後

の経過について報告、ついで中山委員（自民）より、建物売却の問題について質疑及び意見があり、委員長より応答があつた後、本問題については今後更に委員間で充分話し合うこととした。

④ 請願、陳情の審査については次回に持越すことに決定。

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 養老年金制度の実施促進方について 鷹栖村老人会代表

○二月十五日 午前十一時十一分、第三委員室において開議、午後零時

二十五分散会、委員長 吉田定次郎（自民）

一般議事

① 昭和三十三年厚生関係道費予算に関し現在までの査定状況、本年度重点事業、知事復活要求事項等について、民生部長及び衛生部長より、それぞれ所管部について説明を聴取、ついで太田委員（社）より、知事復活については正副委員長が協議の上適切妥当な方法で実現方に努力して貰いたい旨の要望があり、委員長これを了承。

② 厚生年金病院建設期成会の動向について、社会課長より説明を聴取。

③ 委員長より、北海道衛生公社運営問題に関し、二月六日に開かれた役員会の経過について報告の後、衛生公社の建物を必要に応じて委員個々が参考に見ておくこととした。

商工労働委員会

○二月十四日 午後零時五分、第三委員室において開議、午後一時十五

分散会、委員長 大島三郎（自民）

一般議事

① 新川委員（社）より、日・ソ定期航路開設に関する件及び北海道博におけるソ連特設館誘致問題に関する中央折衝の経過について報告、ついで昭和三十三年道費予算に関し現在迄の内示状況及び復活要求等について、商工部所管に関し、商工部長、商務課長、工業課長、工業試験場長、資源課長、地下資源調査所長より、それぞれ説明を聴取の後、高橋（源）委員（自民）より、日・ソ定期航路の補助問題について、秋山委員（協ク）より、天塩川電源開発調査に関し年度内完了の見込み及び復活要求をしない理由、機械工業振興特別対策費に対する内示皆無の理由等について質疑及び意見があり、商工部長、商務課長、資源課長、工業課長より答弁、次に労働部所管について労政課長、職業安定課長よりそれぞれ説明を聴取の後、新川委員（社）より、内職職業補導所費の国庫補助率（関連して委員長より、予算獲得の見通しについて質疑があり）について、宮坂委員（自民）より、職業補導所の新設（一カ所）予定地、監督者訓練費に関し復活要求しない理由等について、委員長より、道立労働会館の講堂工事計画はあらかじめ予定されていたものかどうか、関連して中小企業会館設置に要する土地問題について、それぞれ質疑及び意見があり、職業安定課長、労政課長、商工部長より答弁の後、両部の復活要求については委員長に一任することとした。なお中小企業会館設置問題については異議なく了承。

② 商工部長、商務課長より、関税法第九十六条第二項改正に伴う北海道への影響問題及び道の対策状況等について説明を聴取の後、本問題に関する対策について諮り、新川委員（社）より意見があつた後、委員会としても中央折衝を行うことに異議なく決定、派遣委員は秋山（協ク）山本（自民）中野（与）（社）各委員と決定。

③ 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。

農務委員会

○二月七日 午後一時二十分、第三委員室において開議、午後三時四十分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

一般議事

① 委員長より、総合開発及び農地開拓両委員長より申し入れがあつて本日午前十一時より寒地農業確立対策の進め方に関する協議会に出席したが協議の結論として総合開発、農務、農地開拓の三委員会より代表者を二名ずつ選出の上二月十四日に会合を開き今後の方針を決めることとなつた旨を報告、なお、この会合で今後の方針等について具体案が決つた時は委員会を開き今後の行動を決めたい旨を述べ、異議なくこれを了承、ついで代表委員の人選について協議の後、正副委員長を、代表者とするに決定、ついで委員長より、代表者会議に打出す当委員会の考え方について意見を求め、坂下副委員長（社）及び道下（社）兄玉（自民）各委員より意見があつた後、三部間の調整をとりつつ推進して行く窓口を道に設けることを知事に申し入れること、また、議会には強力に推進する小委員会を設置するという考え方で代表者会議にのぞむこととした。

② 寒地農業確立対策関係について中央の関係方面と打合せを行つて本日帰庁の農政課長より寒地農業振興対策室の方針等についての説明を聴取、あわせて本道の要望事項を十二日頃までに提出することになつたのでまとも次第審議願いたい旨の要請があつた。ついで委員長より、高度集約牧野補助事業の中の個人牧野に対する補助問題に関し中央折衝を行う際の協力方について要請があつた旨を報告の後、道下委員（社）より、農林省対策室の動きに伴う当委員会の方針について意見があり、このことについて協議のため一旦休憩（休憩中協議）、再開後、緊急案件が起きた場合は正副委員長が協議を

行い中央折衝の必要があれば時間のある時は委員会に諮り、予猶のない時には委員長に一任することに決定、ついで融資要綱案に道の意見を折込む件及び畜産関係予算に関し中央折衝を行うこととし人選等については委員長に一任することとした。

③ 前回佐久間委員（自民）より申し入れのあつた農務部の機構及び分掌事項について説明を求め、農政課長、農業改良課長、畜産課長より、それぞれ所管課についての説明を聴取。

④ 農務部長より、昭和三十三年道費予算要求、財政課長査定、総務部長復活要求等の状況にあわせて昭和三十三年度農業施策体系について説明を聴取の後、坂下副委員長（社）より、負債整理に関しては新規のものはないかどうか、桶谷委員（自民）より、北海道共済組合連合会の運営が困難な原因及び内地府県で連合会に助成している事例の有無について、佐久間委員（自民）より、長期貸付金の返済に関し知事の施策が具体的に予算に現われているかどうか及び貸付金が農家に流れる途中で吸上げられたり、返済期間が残つてゐるのに利率の高い資金に借替えさせられることはないかどうかについて質疑、農務部長、農政課長より答弁の後、佐久間委員（自民）よりの質疑に関し懇談するため一旦休憩、再開後、道下委員（社）より、米の集荷補助金を品質改善等に使うなど経費の有効な使用について研究されたい旨の要望があつた。

⑤ 委員長より、国立畑作農業試験場の設置用地選定に関し今日までの経過を報告出来る段階にあるかどうかについて質疑、農務部長より、なお暫時日数を要する旨を述べて了承を求めた後、佐久間委員より、報告の際は判定の根拠、理由等について詳細記述の資料提出方を要望、次に道下（社）桶谷（自民）杉本（自民）各委員より、報告可能時期の見通し等について質疑があり、農務部長より答弁の後、二週間後までに結論を出して貰うこと及び佐久間委員（自民）より要求の資料を提出して貰うことについて諮り、異議なくそのこ

とに決定、なお、他の請願、陳情についてはいずれも保留とすることに決定。

⑥ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 寒冷地農業振興計画の受入態勢強化並びに釧路地区農業の確立について 釧路農業確立協議会長（釧路支庁長）

(2) へき地酪農地帯の自立促進、生乳共販体制の整備確立、本道乳価の安定向上等について 集約酪農地域建設協議会連合会長

○二月二十五日 午後一時三十六分、第二委員室において開議、午後三時四十二分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

請願、陳情の審査

農務部長より、配布の資料により道立十勝支場及び国立畑作部用地選定に関する経緯と結果（土壌、土地、地形、試験区設定等の諸条件について総合的に検討すれば芽室町候補地が最も優位にある）について説明を聴取の後、蒔田委員（自民）より、芽室町候補地については当初予定地がそのまま決定されたかどうか及び既墾地と未墾地の全体比率、候補地内の農民に対しては代替地等について考慮しているかどうか、買収予定価格（一反歩当り）及び予定移転料、三カ年の整備計画には三十三年度を含むかどうか及び三十三年度の離農予定戸数、財源計画関連して現在の十勝支場を売却した場合の価格等について、佐久間委員（自民）より、買収予定面積、当初予定地のうち部分変更を行った経緯等について、杉本委員（自民）より、農民は生産体勢にあることに関連して三十三年度分移転計画の早急樹立方、候補地選定に当り学識経験者はいかなる検討を行ったか、財源に關し地元負担の有無及び町村が試験場誘致を希望する理由等について、桶谷委員（自民）より、買収価格の問題に關連して道費支出分九千万円については追加増額することはないか、買収に応じない地主の存在及び代替地要求等の問題に対する対策、立退き

の際における耕地防風林の処置等について質疑及び意見があり、農務部長、農業改良課長より答弁、ついで佐久間（自民）蒔田（自民）両委員より、三候補地についてより詳細な資料提出の要望があつた後、農務部長の報告を了承することに異議なく決定、ついで関連請願、陳情の取扱いについて次の如く決定。

請願

第四七七号 音更町に国立農業試験場設置の件 （不採択）

第四八一号 芽室町に農業試験施設設置の件 （採択）

第四九五号 帯広市に国立北海道農業試験場畑作部設置の件 （不採択）

陳情

第八五九号 農業試験場十勝支場並びに国立畑作農業試験場を芽室町に設置の件 （採択）

第八六〇号 農業試験場十勝支場並びに国立畑作農業試験場を帯広市川西町に設置の件 （不採択）

第八六一号 大樹町に国立農業試験場畑作研究部設置方の件 （不採択）

採択分に対する今後の対策について知事に対し報告要求を行うことを決定、他の請願、陳情については保留とすることとした。

一般議事

① 坂下副委員長（社）より、寒地農業振興対策予算関係の中央折衝経過について報告、ついで畜産課次長よりその後の状況について追加説明があつた後、農務部長より、昭和三十三年度農務部関係道費予算編成状況について説明を聴取。

② 寒地農業確立問題に關する合同小委員会に出席した坂下副委員長（第一回）及び委員長（第二回）より、総合開発委員会では小委員会を設け、この委員を合同小委員会の委員として認めてもらいたい旨立法化促進については総合開発委員会が主体となり予算の受入れ

については農務、農地開拓両部が主体となること、また中央折衝の立法化裏付資料は三月十日まで理事者側が準備し今後の処置については岩本総合開発委員長（自民）及び伊藤（作）委員（自民）に一任し、オブザーバーとして農務、農地開拓両部より一名ずつ出席することになっている旨等について報告を行い、これを異議なく了承、ついで当委員会においても小委員会を設けることについて諮り、楠谷委員（自民）より意見があつた後、各党で相談の上横の連絡をとり形の良いものを作ることにした。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 寒冷地農業振興計画の実施について
- (2) 国有トラクター並びに国有乳牛の導入について
- (3) 寒冷地農業受入体制の強化について
- (4) 交通網の整備強化について

根室支庁次長及び根室管内町村長

建設委員会

○二月十二日 午後一時二十分、第一委員室において開議、午後二時五

十三分散会、委員長 中牧 保（自民）

一般議事

① 昭和三十三年度土木関係道費予算の知事復活要求について土木部長より説明を聴取、ついで斎藤委員（社）より、内示額四十二億二百三十万円中の道担額、知事復活要求の中で前年度起債の付いた事業等について、糸川委員（社）より、知事復活の見通し、道々昇格分（千三百軒）に対する改良補修予算額等について質疑があり、土

木部長より答弁の後、過年度災害復旧事業費補助金の専決処分について諮り、異議なくこれを了承、ついで道路諸費のうち町村道改良費補助金の増額について知事に申し入れることについて諮り、異議なくそのことに決し本日正副委員長が申し入れることにした。

② 次に昭和三十三年度建築関係道費予算の知事復活要求について建築部長より説明を聴取、ついで糸川委員（社）より、道営建築物の調査実施状況、道立寒地建築研究所生産ブロックの市場販売が民業圧迫とならないよう指導されたい旨、公営住宅に対する国有資産等所在市町村交付金の免除措置問題の経過（委員長より、後刻問題とする旨を述べた）等について、大石委員（社）より、第一種、第二種公営住宅建設について知事復活要求で五百戸及び七百戸とした理由、寒地建築研究所予算は新規事業と考えてよいか、度重なる旭川市内高校の漏電に関連して保全調査費の予算化実現方等について質疑及び要望があり、建築部長より答弁、次に委員長より、公営住宅に対する国有資産等所在市町村交付金の免除措置問題のその後の経過について説明を求め、建築部長より説明を聴取の後、本問題に関し神奈川県と合同で中央折衝を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員及び派遣期間等については委員長に一任することとした。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 寒地住宅の低廉化普及について
- (2) 寒地住宅普及映画作成のための助成金交付方について
- (3) 道立寒地建築研究所生産ブロックの市場販売による民業圧迫の調整について
- (4) 機械貸与額増加について
- (5) ブロック検査試験機の増加について
- (6) 職業補導所ブロック建築科新設並びに養成増員について

北海道建材ブロック協会副会長

○二月二十六日 午後零時、第二委員室において開議、午後零時十五分
散会、委員長 中牧 保（自民）

一般議事

糸川委員（社）より、公営住宅に対する国有資産等所在市町村交付金の免除措置に関する要望折衝経過について報告、あわせて現在国会開会中もあり、最終的に本問題を見届ける意味において正副委員長に上京折衝を願いたいとの意見があり、これを諾つて異議なくそのことに決定。

農地開拓委員会

○二月十三日 午後一時四十八分、第三委員室において開議、午後二時
三十七分散会、委員長 笠井幸衛（社）

一般議事

① 昭和三十三年農地開拓部関係道費予算に関し、現在までの査定状況特に要求予算を切られた事業についてはその理由及び知事復活要求等について、総務課長、開拓計画課長、開拓経営課長、土地改良課長、農地課長、総務課次長より、それぞれ所管課について説明を聴取の後、予算復活については政策的問題が多いので委員長に一人することとした。

② 委員長より、寒地農業対策問題に関し、総合開発、農務、農地開拓各委員長及び副知事にて協議の結果各委員会より小委員を選出（総合開発三名、農務、農地開拓各二名）し、委員長をオブザーバーとして加えた構成で立法化等について協議促進することに決定した旨を報告、ついで当委員会より的小委員選出方法について諮り、意見

交換の後、委員長に一任することに決定。

文教林務委員会

○二月六日 午前十時三十五分、第三委員室において開議、午後零時三
十分散会、委員長 河野辰男（社）

請願、陳情の審査

請願

第三五七号 増毛町別刈地区道有林を農耕適地として開放の件（保留）

第三九六号 七飯村地内道有林横津岳地帯笹地貸付の件（保留）

第四六五号 幌加内村地内朱鞠内湖を道立公園に指定の件（保留）

第四八二号 ニセコ道立公園を国定公園に指定の件（保留）

陳情

第五三〇号 津別チミケツブ湖周辺道有林を農耕適地として開放の件（保留）

第五五三号 造林育成対策の件（採択）

第七七七号 民有林買収調整に関する件（保留）

第七三九号 利礼道立公園区域拡大の件（保留）

第七八九号 南松山地域を道立公園に指定の件（保留）

一般議事

① 委員長より、昭和三十三年度文教及び林野関係の国費予算獲得に
関する中央折衝の経過について、報告書をもつて報告、全員これを
了承。

② 伊藤(弘)委員(自民)より、本年一月以降の降雪により木材輸送

が支障をきたし冬山造材が遅延して木材業者に致命的打撃を与えている実情に対する具体策について質疑、林務部次長より答弁、委員長より、三十三年度における高校の道立移管及び学級増加に対する考え方について質疑、教育長より答弁、中野(定)委員(社)より、高校の道立移管及び学級増加に対する知事折衝の結果によつて教育関係の請願、陳情の審査をすべきである旨の意見があり、異議なくそのことに決定した。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 小樽緑陵高等学校体育館の改築促進について

(2) 教職員の退職手当不利益是正方について

(3) 追分高等学校の道立移管促進方について

(4) 足寄高等学校の道立移管促進方について

(5) 道費補助林道予算の確保方について

(6) 造林事業補助予算の確保方について

(7) 木材取引市場設置費に対し道費補助及び道立林業指導所に鋸口

(8) 旭川高等工業学校の寄宿舎、自動車課程及び共同実習設備の新

設方について

北海道森林組合連合会専務

北海道木材協会長

旭川高等工業学校校長

訓子府町助役

足寄高校P・T・A会長

追分町長

月寒高等学校長

札幌西高等学校長

小樽緑陵高校体育館改築期成会長

教職員の退職手当不利益是正方について

追分町長

月寒高等学校長

札幌西高等学校長

請願、陳情の審査

予算の査定が確定していないので後日審議することとした。

一般議事

林政課長より、昭和三十三年度林務部所管についての道費予算要求状況について、教育長より、教育委員会所管についてそれぞれ説明を聴取、大沢委員(自民)より、高校教員の充足とその解決方策、木材の生産状況について、伊藤(弘)委員(自民)より、木材の害害状況及び調査の進捗状況について質疑、関連して雪害による木材搬出状況悪化に伴う対策のため近々委員会を開催して検討されるよう取計われた旨の発言があり、次いで福島委員(自民)より、道立林業指導所の一部焼失に関連してその後の状況、復旧時期の見通し、今後の予算措置と義務負担及び国庫補助の関係、木材糖化試験に対する影響と予算措置との関係、開拓新制度要綱案による林地買収の及ぼす影響とこれに対する干渉権の度合、要綱案の内容特に本道の特殊性を打出しているものがあるかどうかということについて、五藤委員(社)より、開拓新制度実施に対する進捗状況、要綱案による影響(道は指導援助だけになり権限が縮小されることになるのではないか、また林務部として参画する度合が縮小されないかどうか)について、渡部委員(社)より、開拓新制度実施の時期とその見通し、同制度に対する国費予算の措置状況について、佐野委員(社)より、開拓新制度実施による影響(林地が逐次買収されていくように考えられるが、林野行政の安定性からみて逆効果になると思うがその考え方)についてそれぞれ質疑及び意見があり、教育長、林業指導課次長、森林企画課次長、林業指導所長より答弁。ついで福島委員(自民)より、既存農家を主体性とする場合、競合する面例があるので次回まで検討するように取計われた旨の意見があり、異議なくそのことに決定、次回に協議することとした。

〇二月十七日 午後零時二十分、第三委員室において開議、午後一時三

十分散会、委員長 河野辰男(社)

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○二月一日 午前十時四十分、第一委員室において開議、午後零時五分

散会、委員長 岩本政一（自民）

① 企画本部長より、先に閣議決定された「北海道総合開発第二次五カ年計画」について説明を聴取、塚田副委員長（社）より、開発庁は年次計画を樹てるのかどうか、国の新長期経済計画と第二次五カ年計画との成長率について検討したか、第二次五カ年計画は六千六百億必要とあり政府予算は二百四十六億に決定されたが残額の調達方法をどうするか等について、大石委員（社）より、開発審議会の答申と閣議決定事項、道の計画と閣議決定事項との喰い違い点についての考え方について、新川委員（社）より、六千六百億積算の基礎、北海道総合開発委員会が結論を出す時期についてなお、考え方として計画の実現上行政、立法、財政等の特別措置にまたなければならぬものが沢山ありこれの一つ一つ検討して進めて行つたらどうか、またこれ等の特別措置をとることによつて解決するものもあるから総合開発委員会の諮問の結果をまたなくとも道、道議会は早急に動く必要があり、諮問事項の内容がでて来た場合は並行してやつた方がよい旨の発言があり、井口委員（社）より、経済企画庁の国土計画が三月末に出来上るといふのが道が作業を進めても北海道のものがぼけてくる懸念もあり開発庁としては経済企画庁に対してどのように調整してゆくかが問題になるので道はバックアップして行

く必要がある旨それぞれ質疑及び意見があり、企画本部長より答弁。
② 次に委員長より、六千六百億の閣議決定をしてもこの目標にどう近づけて行くかの問題とこれを促進するための行政、立法財政等の特別措置が必要であるのでこの際基礎資料を提出してもらつた上、更に検討して行きたい旨を述べ、前委員会より引継いだ青函トンネル着工、寒地農業確立対策、未開発地文化厚生事業促進に関する問題の取扱いについて協議することとし、宮津委員（自民）より、必要があれば小委員会を設置してはどうか、塚田副委員長（社）より、未開発地文化厚生事業はもう促進するのみである旨、林委員（自民）より、北海道案と閣議決定事項とは開きがあり本委員会は北海道開発委員会の審議と並行して別に考え相互に連絡をはかつて進んだ方がよいと思うのでその際小委員会を設置することも必要である旨、道下委員（社）より、前回の小委員会の目的がつかないれば推進することだけでよいと思うので全体でやつた方がよいがその過程で必要があれば小委員会を設置してもよい旨、井口委員（社）より、青函トンネルは軌道に乗り、寒地農業予算も相当入つたが文化厚生事業は振わないのもう少し強力に推進するために小委員会を設置した方がよい旨、また伊藤（作）委員（自民）より、寒地農業は産業と直結しているからやりやすいが文化厚生事業は政府も予算をつけにくいと思うのでこの点を重点的に推進する方がよく差当り全体でやつた方がよい旨それぞれ意見があり、委員長より、未開発地文化厚生事業促進の予算及び寒地農業確立予算の内容を早急にまとめて資料を提出してもらい、その上更に協議する旨を述べた。

○二月十三日 午前十時三十分、第一委員室において開議、午後零時十

五分散会、委員長 岩本政一（自民）

① 委員長より、前委員会からの引継事項となつてゐる寒地農業確立対策の問題については、時期的にも重要な問題であるため、先に宮

本副議長、農務委員会正副委員長、農地開拓委員長、内海副知事及び農務、農地開拓両部の関係者と相談したところ本問題については特別立法を制定してもらう運動を続けることに意見が一致し、この対策案のとりまとめについては、本委員会から三名、正副委員長はオブザーバー、農務、農地開拓両委員会からそれぞれ二名の委員を出して合同連絡小委員会を設置してはどうかという話し合いがなされた旨を述べ、本多委員（自民）より、本委員会の中に小委員会を設けて農務、農地開拓両委員会から二名ずつのオブザーバーを出してもらつて審議を進める方法がよいと思う旨、塚田委員（社）より、小委員会はそれぞれが作り更に審議のため連絡協議会を作つてやることが便宜上よい旨、大石委員（社）より、三名からなる小委員会設置には賛成である旨、林委員（自民）より、寒地農業の問題は本委員会が調整をとる必要があるので五名程度とし、合同会議の性格をはつきりして常に三委員会の小委員が加わることに決めておいた方がよい旨、宮津委員（自民）より、必要に応じて合同会議を開くことにしていた方がよい旨、秋山委員（協ク）より、両者をにらみ合せてやる必要があるので五名程度でよい旨それぞれ意見があり、委員長より、本委員会から五名の委員を出して小委員会を設置することについて諮り、異議なくそのことに決定した。

- ② 次に第二次五カ年計画の実施計画作成と関連して緊急案件として直ちに措置しなければならない問題がありこれを検討するための小委員会設置について諮り、新川委員（社）より、計画達成のために措置すべき事項を再検討するため小委員会を設置することは賛成である旨、林委員（自民）より、七名程度がよい旨の意見があり、委員長より、総合開発計画促進のため本委員会に七名の委員からなる小委員会を設置することについて諮り、異議なくそのことに決した。
- ③ 次に未開発地文化厚生事業促進のための小委員会設置について諮り、井口委員（社）よりこの件については総合開発促進小委員会

問題になると思うので重点事項の順序が決まったら新しく運動するために小委員会を設置するようにしたい旨、新川委員（社）より、中央の開発審議会の中に未開発地における文化厚生事業促進小委員会を設置されすでに具体的な活動に入っているのだからこれに歩調を合わせたらどうか、林委員（自民）より、中央とタイアップするためには作ることはよいと思う旨、川村委員（社）より、重要事項の中で一応審議して見て必要があれば設けることにした方がよい旨それぞれ意見があり、重要事項を総合的に検討した上で設置することとした。

- ④ 次に小委員の選任について諮り、寒地農業確立対策小委員に秋山（協ク）道下（社）増田（社）本多（自民）伊藤（作）（自民）の各委員、総合開発促進小委員に朝日（協ク）新川（社）太田（社）井口（社）宮津（自民）深山（自民）林（自民）の各委員を選任した。

小委員会

○二月十三日 午後一時二十分、第一委員室において総合開発促進小委員会を開議、午後一時三十分散会、小委員長 太田益夫（社）

小委員長の互選

宮津臨時小委員長（自民）より、小委員長の互選の方法について諮り、新川委員（社）より、指名推選の方法により太田委員（社）を小委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定した。

○二月十三日 午後零時二十分、第一委員室において寒地農業確立対策小委員会を開議、午後零時四十五分散会、小委員長 本多吉江（自民）

小委員長の互選

秋山臨時小委員長（協ク）より、小委員長の互選の方法について諮り、伊藤（作）委員（自民）より、指名推選の方法により本多委員（自民）を小委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定した。

○二月二十四日 午前十一時四十五分、第一委員室において寒地農業確

立対策小委員会を開議、午後一時四十分散会、小委員

長事故のため臨時小委員長 伊藤作一（自民）

① 臨時小委員長より、寒地農業確立対策の経過について報告を求め、企画課長より、特殊気象地帯農業確立振興対策及び北海道寒地農業確立対策についての経過について説明を聴取、臨時小委員長より、中央の状況を勘案すると最終的な計画書を決定する時期に來ているので道としての最終的な資料の提出を三月十日頃に出してもらいたい旨を述べ、暫時休憩の後、午後零時五十五分再会。

② 臨時小委員長より、寒地農業確立対策に関する中央の状況とにらみ合せて本委員会の審議を進める必要があるもので中央の状況を把握するための中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は各会派より一名ずつ出すこととし、人選、日程については小委員長一任とすることに決した。

③ 次に企画課次長より、寒地農業振興計画（北海道畑作対策）の昭和三十三年度実施方針について説明を聴取、二瓶委員（協ク）より、資料の早期提出方要望があつた。





全国都道府県議会議長会

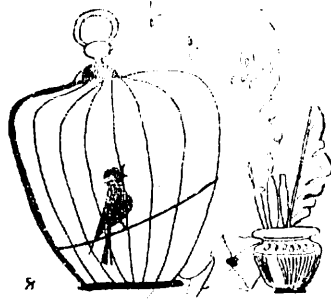
○二月十四、五の両日 東京都議会第二委員会室において参与会を開催、都道府県議会議事次第書及び議会関係書式例の最終案について協議した。

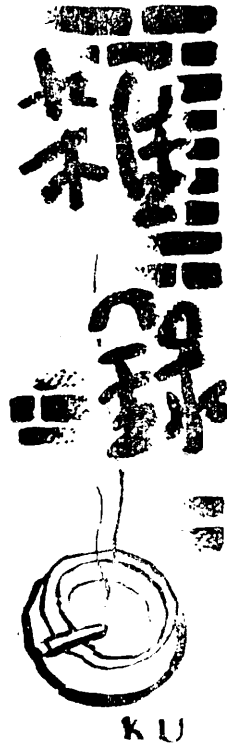
九都道府県議会議長会

○二月六、七の両日 神奈川県において開催、次の事項を協議、関係方面に要請することとした。

- 一 公営住宅に対する国有資産等所在市町村交付金の免除措置について
- 一 中小企業従業員の住宅対策について
- 一 伊丹飛行場の国際空港化について
- 一 昭和三十三年予算案に関する要望について

- 一 昭和三十三年地方債増額に関する要望について
- 一 日韓問題の解決について
- 一 駐留軍労務者の基地内職業補導費の予算措置について
- 一 英連邦軍関係労務者に対し特別給付金支給について





行政疑義問答集

議会の検閲、検査権並びに調査権について

① 議会の検閲、検査権及び説明要求権 (法九八、九九)

特別委員会に対する権限の委任 (法九八、一〇〇)

(昭和二四、四、一一 自発第四〇二号)
福岡県議会議長宛 自治課長回答

問 法第九十八条の特別委員会に法第九十八条、第一百条第一項の規定による権限を附与することができるか。

答 法第九十八条、第一百条第一項の規定は、直接には委員会に適用されないが、あらかじめこれらに関する議会の権限を委員会に委任する旨の議決を経ればよい。但し、その場合も外部に対しては議長名を以て行うべきである。

地方自治法第九十八条及び第一百条の権限を付与した常設の特別委員を設ける条例に関する疑義 (法九八、一〇〇)

(昭和二六、九、一〇 地自行発第二七一号)
富山県総務部長照会 地方自治庁行政課長回答

問一 地方自治法第九十八条第一項及び第一百条第一項の職務を行わせるため、常設の特別委員を設置する条例を制定することができるか。

二 当該条例を議会において議決したので、長が再議に付したが、なお再議決した場合、長に対する不信任議決とみなすことができるか。

三(イ) 監査委員設置条例を議員は提案しうるか。

(ロ) 監査委員設置条例を制定したが、長が当該委員の選任手続をとらなかつた場合、この条例の効力如何。

答一 できない。

二 できない。

三(イ) お見込のとおり。

(ロ) 条例の法律上の効力には影響はないが、長は条例に従つて必ず監査委員の選任をしなければならない。

市議会の権限と監査委員の職務権限 (法九八)

(昭和二八、四、一一 自自行発第六一号)
大阪府総務部長宛 行政課長回答

問一 具体的問題を伴わずして市議会が市政全般につき特別調査委員会を設置し調査検討を開始した場合、かかる委員会の設置は法第九十八条第一項の議会の権限を逸脱したものと解するかどうか。

二 法第九十八条第一項の議会の権限と監査委員の職務権限との差異について具体的に説明されたい。

答一 設問の趣旨が明瞭を欠くので確答しかねるが、法第九十八条第一項の規定による事務の検査は、必ずしも具体的な事件の発生のあることを要件とするものではなく、一般に必要があると議会が認めるときは、同条同項の規定す

る方法により市政全般について検査することができる。

二 法第九十八條第一項の議会の検査権は、書類及び計算書を検閲し又は普通地方公共団体の長その他執行機関から報告を徴して行うべきものであつて、実施について事務の検査をすることは許されず、そのような必要があるときには、同条第二項の規定により監査委員に対して事務監査を請求して行うべきものである。

議会の検査権の範囲 (法九八)

(昭和二六、二二、二五 地自行発第四四六号)
(兵庫県総務部長宛 行政課長回答)

問 法第九十八條第一項の規定に基づく議会の行う検査権の範囲に関しては、「当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書」中に経理関係の支出命令書、その他の証憑書類をも含むものと解すべきであるか。

答 お見込のとおり。

議会の検閲並びに検査権 (法九八)

(昭和二六、九、三 地自行発第二六〇号)
(戸畑市議会事務局長宛 行政課長回答)

問 法第九十八條の検閲並びに検査は、過去数年度にわたり既に決算済のものまでもそ及して調査できるか。

答 法律的にはお見込のとおりであるが、決算については、議会においてすでに認定済のものであれば、一般的にはそ及調査することは適当でない。

検査の実施手続 (法九八)

(昭和二二、一一、二九 地発乙第八八五号)
(各都道府県知事宛 地方局長通達の内)

問 法第九十八條の議会の各種事務の検査は、第五節の委員会とは別個の委員会

をして行わしめて差し支えないか。

答 議会全体が行う所謂書面検査であつて委員会で行うことは適当でない。但し、検査のため議員中より臨時に検査員乃至小委員を選任してこれを行わしめその結果を更に議会全体で審議することはもとより差し支えない。

議会の調査権と法第九十八條第一項の検査との関係 (法九八、一〇〇)

(昭和二六、一〇、一〇 地自行発第三一六号)
(九州各市議会事務局長会会長宛 行政課長回答)
(宮崎市議会事務局長宛 行政課長回答)

問 法第百條の議会の調査権は実地調査を含み、法第九十八條第一項の検査は書面検査か。しからば法第百條の調査権に籍口した検査も可能か。

答 前段、お見込のとおり。後段、法第九十八條第一項の検査は書面検査であるが、実地検査の場合は同条第二項の規定により監査委員をして行わせるものであるから、法第百條の調査権には、これらの検査権は含まれないものと解すべきである。

法第九十八條第二項及び第百九十九條第三項に基く請求、要求にかかる監査の範囲 (法九八)

(昭和二六、九、二一 地自行発第二八七号)
(広島県監査委員事務局長宛 行政課長回答)

問一 法第九十八條第二項によつて議会が監査委員に対して要求する監査の範囲

二 法第百九十九條第三項によつて所轄行政庁又は議会が監査委員に対して要求する監査の範囲

答一 当該普通地方公共団体の事務のすべてが含まれる。

二 所轄行政庁の要求にかかるものにあつては、その行政庁の権限に属する事務のすべてが含まれ、議会の要求にかかるものにあつては、普通地方公共団体の事務のすべてが含まれる。

議会の監査請求権 (法九八)

(昭和二七、七、二二 地自行発第二八七号)
広島県総務部長宛 行政課長回答

問 議会は、監査委員に対して法第九十九条第五項に規定する被補助団体等の出納その他の事務の執行を監査することを求める権限を有するかどうか。

答 地方公共団体が補助金、交付金、貸付金その他財政的援助を与えることは、法第九十八条第二項の地方公共団体の事務に該当するから、財政援助を受けているものの出納その他の事務の執行を監査することにより、それらが所期の目的にそつて使用されているかどうかを明らかにすることは当該地方公共団体の事務に関する監査と解されるので、この限りにおいて議会が所問のごとき監査を請求することはさしつかえないものと解する。なお、議会が補助団体の出納そのものの等の監査を請求することはできないから念のため。

地方公共団体の事務及び監査請求 (法九八)

(昭和二九、六、四 自丁行発第八七号)
兵庫県監査委員宛 行政課長回答

問一 法第九十八条第二項所定の監査要求と法第九十九条第四項所定の監査要求とは表裏をなす同一のものであるとの行政実例に変更はないか。変更ないとすれば法第九十九条第七項により報告し且つ公表しなければならぬか。

二 法第九十八条第二項に「地方公共団体の事務」とあるのは、出納及び出納に関連する事務も含まれているか。

答一、二 お見込のとおり。

農地委員会の事務の検査及び監査委員に対する監査請求 (法九八)

(昭和二五、一一、一〇 自行発第二八六号)
都城市監査委員宛 行政課長回答

問一 農地委員会の事務に関する監査請求を議会において決議しただけで未だ正

式文書による請求には接しないが議員選出の委員が議会に出席していたから別に文書による請求の必要はないか。

二 農地委員会に対する今回の市議会の監査請求は法第九十八条の規定により決議せるも、これは適当なりや、もし適当でないとするれば何条の規定を適用すべきなりや、また今回の監査請求の主眼点は委員会の別途経理であるから、別途経理まで監査できるものであればむしろ法第九十八条第一項の規定により議会自体が説明を求め、検査する方が適当と思うかどうか。

三 法第九十八条第一項の規定は、議会自体がたとえ委員会に直接報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができるとなつたものであつて、今回の監査委員に対する委員会の監査請求には該当しないと思うかどうか。また、議会が委員会の事務の管理、議決の執行及び出納を検査するとしても、別途経理の手数料、寄附金の部門まで立ち入つて報告を請求し又は検査ができるものか。

四 法第九十八条第二項の規定は、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求めるとあるが、これは出納関係まで含むか。また、選挙管理委員会、公安委員会、農地委員会等法令に基づく委員会も当該普通地方公共団体に含まれるか。もし当該普通公共団体としてみなされ、且つ出納まで含むものとするれば、別途経理(農地委員会が独自の立場で徴収する)まで監査出来るか。

答一 議員選出の委員が議会に出席していたがゆえに、直ちに監査請求を受けたとは認め難い。従つて議会は正式文書により理由を示して監査委員に対し監査を請求すべきものである。

二 前段、お見のとおり。後段、いずれでもさしつかえない。

三 前段、お見込のとおり。後段、機関委任事務の処理に関してはできないが、これらの事務処理に要する経費については、できる。

理由 農地調整事務に要する経費は、当該市の予算に基いて支出されるべきものであるから、たとえ、手数料、寄付金等により別途経理をしているとしても、本来は当然に市の会計に属すべきものと考えられるからである。

四 三により承知された。

農業委員会の事務と監査の請求 (法九八)

(昭和二八、一〇、一九 自行行発第二九四号)
(西宮市監査委員宛 行政課長回答)

問 監査委員に対し、市議会から法第九十八条第二項の規定により市農業委員会の事務に関し監査の請求がなされたのであるか。

一 農地法の適用を受けない土地の所有権移転登記その他の手続上必要な書類として、特定個人からの請求により市農業委員会が発行する「非農地である旨の証明」事務は、農業委員会法、農地法等により農業委員会に委任された国の事務でなく、市の固有事務であると解するかどうか。

二 固有事務であるとするば、議会要求の監査の場合、その証明書発行の当初までにさかのぼって監査をしようか。

三 固有事務であるとするば、議会要求の場合、農業委員会が非農地であると決定したことの当否についてまで監査しようと思うかどうか。

四 固有事務であるとするば「非農地証明書」の発行者名は、市を代表する市長であるか、又はその事務を取り扱った農業委員会の名において発行すべきか。

答 一、二 お見込のとおり。

三 農地であるかどうかの決定は農業委員会に委任された国の事務と解すべきものであるからできないと解する。

四 農業委員会の名においてすることができると解する。

議会の出納検査 (法九八、二四〇)

(昭和二六、八、二〇 地自行発第二二五号)
(青森県議会事務局宛 行政課長回答)

問 某町では監査委員を設置していないが、出納検査を行うために次の方法で行ってさしつかえないか。

一 法第九十六條に、監査委員は長が議会の同意を得て……選任しなければならぬとあるが、長に連任の意思がない。よつて議会は、第九九條及び第一百十條の規定により「常任委員会及び特別委員会条例」を設置し、その特

別委員会をもつて第九十八條の規定に基いて出納を検査させたい。

二 法第二百四十條第二項の規定に、検査は監査委員がこれを行うとあるが、監査委員でない特別委員会が出納の検査を行つてもよいか。すなわち法第九十八條と第二百四十條第二項及び第四項との抵触について御意見を承りたい。

答 一 議会又は委員会が法第二百四十條第二項の規定に基く出納を検査することはできない。

二 法第九十八條は、議会の書面検査及び監査委員に対する監査請求についての規定であり、第二百四十條は、監査委員の出納検査についての規定であり、その間に抵触はない。

議会の要求による監査の結果とその公表 (法九八)

(昭和二七、二、二二 自行行発第一七一号)
(新潟県総務部長宛 行政課長回答)

問 一 監査委員が議会の要求に係る事項を監査の結果議会へ報告後、更に議会において同一事件を特別調査委員会等と設け審議し、その結果を議会において議決した場合、もし万一、監査委員の監査結果報告と議会の議決事項とが相反するような場合、市の理事者は、監査委員の結果報告と議会の議決事項とのいずれに従うべきか。

二 議会が法第九十八條第二項により監査委員に監査の要求をし、監査委員が監査の結果報告及び公表後、同一事項を更に議会の特別調査委員会等を設け審議するは、屋上屋を架する感あり、更に監査委員の結果報告が余りに権威のないように認められ、且つ議会の職務権限と重複するように思われ、常にかかることが繰り返される場合は、監査委員としていかなる態度をもつて監査に当り議会に臨むべきか。

三 法第九十八條第二項により議会から監査委員に監査請求があつた場合、その結果報告は監査委員が職務権限により文書をもつて議長あて報告すると同時に公表することは、何ら違法と思わないが、議会から監査請求につき附記として「議会への報告後において公表するよう」要望があつた場合の取扱についてはいかにすべきか。委員としては、前述のごとく文書で議長に報告し

た後直ちに公表しても何ら違法と認めない。

答一 法律的にはいずれも長を拘束するものではないと解すべきものであるが、いずれにしても正確な事実判定の結論のみが、自治運営の基本的思料となるものと存する。

二 議会の有する監視機能と監査委員に与えられた監査機能とは自ら異なるものであり、監査委員は、その権限に属する事務を自らの判断と責任において処理すべきものである。

三 議会の監査請求に際しての付記は希望意見にすぎないから、後段お見込のとおり。

法第九十九条第一項中「その他公共団体」の意義 (法九九)

(昭和二五、一一、一〇 自行発第二八六号)
(都城市監査委員宛 行政課長回答)

問 法第九十九条第一項中国、他の地方公共団体その他公共団体とあるが、その他公共団体とはいかなるものをさすか。また、事務に関し説明を求め……とあるが、これは出納は含まないものと解するがどうか。

答 前段 水利組合、水害予防組合、北海道土功組合などのごとき公共組合をいう。

後段 出納も含まれる。

被生活保護者の実態調査 (法九九)

(昭和二九、八、一九、自丁行発第一四六号)
(神奈川県総務部長宛 行政課長回答)

問一 市議会が被生活保護者の個々の実態(氏名、住所、職業、支給金額及びその開始年月日等)の説明を保護の実施機関あるいは福祉事務所に求めた場合、市長及び福祉事務所長は法第九十九条の規定によりこれらの事情を当然口頭若しくは文書で説明すべきものと解するがどうか。

二 一の場合、市長は公務上知り得た秘密事項であるとして説明を拒否することができるか。

三 右の場合秘密会を開けばその説明を求めることができるか。

四 厚生省の解釈では秘密会の場合も説明されるべきではないとするが、厚生省から正式通達のないものに対して何を根拠として理事者はこれを秘密事項と決定することができるか。

五 機関委任事務の場合は法第九十八条の規定で検査の対象にはならないと思うが、生活保護費の場合は、その事務の管理、議決の執行及び出納の検査をすることはできると思うがどうか。また、その検査の限界はいかん(生活保護費については、市もその一部を負担している)。

答一 市長に対しては法律的にはお見込のとおり。

なお、福祉事務所長に対して直接説明を求めることは、同条の規定によつてはできないと解される。

二 設問の件については具体的事情によつて判断すべきであるが、少くとも主務大臣から秘密に属する事項であるとする指示がある限りはお見込のとおりと解する。

三 秘密会は、公務員の秘密保持の義務を免除するものではないから、その説明を強制することはできない。

四 二、三により承知されたい。

五 出納経理の面においてはともかく、事務の執行についてはできないものと解する。

② 議会の事務調査権 (法一〇〇)

事務調査権の性質及び立法趣旨 (法一〇〇)

(昭和二三、一〇、一二 自発第八九六号)
(福岡県総務部長宛 自治課長回答)

問 法第百条第十一項による調査経費の取扱方法について同条第一項に議会は当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うとあるが、この調査事務の性質はいかなるものか。本項はいかなる理由により立法されたものか。

答 前段 第二条第二項の事務であつて、通常は現に議題となつてゐる事項、若

しくは将来議題に上るべき基礎事項（議案調査）につき調査し、又は世論の焦点となつてゐる事件（政治調査）等につきその実状を明らかにしめ、その他一般的に地方公共団体の重要な事務の執行状況を審査（事務調査）をすること

をいう。
後段 従来ややもすると調査の名の下に経費の濫費が行われた経験にかんがみ、これを防止し、議会の品位を失墜させることがないようにするため設けられたものであるから、あらかじめ当該調査を合理的能率的に実施するよう計画をたて、議会調査費のうち更に当該調査所要経費としての支出限度を議決により決定することを要求してゐるものである。

事務調査権を概括的に議長に委任すること（法一〇〇）

（昭和二三、四、一〇 京都府地方課宛 自治課長回答）

問 議会の当該地方公共団体に対する事務調査権を概括的に議長に委任するとの議決をし、事務局をして常時理事者につき一般事務の調査をさせることができるか。
答 出来ない。

議会の調査権（法一〇〇）

（昭和二九、九、一五 自庁行発第一七四号 広島県総務部長宛 行政課長回答）

問一 法第百条の議会の調査権については、議会は一般的包括的に市政全般について調査する等の議決をすることができるか。

二 仮りに、一のような機関意思の決定が行いうるとしても、そのような概括的な抽象的な調査権限を特別委員会に委任し又は付託することができるか。
三 議会で特別に議長に調査権を委任することができるか。
四 右二、三等の委任を行う場合の議決は、法第百条の会議において、はつきりと「〇〇〇の事件の調査の権限を委任するものとする」等文書に表現して

議決すべきであると思うが、口頭でもよいか。

五 法第百条の「記録」には、法第九十九条の「書類及び計算書」等の公簿は含まれないか。

六 法第百条の調査は、監査委員制度の認められてゐる地方自治法においては、実地につき検査すること口頭検査もなし得ないのであつて、右のような法第九十八条、第九十九条等の検査の結果、事務の調査を行う必要を認めた場合、始めて行いうるものと思うがどうか。

七 議会は、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めるとき前に前問のような概括的な調査を行うと決定しておいて、任意に関係人や記録を指定できるか。個々具体的に誰と誰を出頭させる何々の記録の提出を求める等そのつど議会にはかつて決めるべきではないか。

八 民事訴訟法第二百七十六条の規定に準じて正式に呼出状が発せられず、任意出頭の形式で参考人として説明を求めるとして口頭で出頭を求められた場合であつても、制裁の規定が適用されるか。

九 別紙（第三八号議会議決事項の執行状況に関する調査について）（略）のような議決の形式で、特別委員会に委任したとみなされるか。特に強権を発動するのであるから形式要件が完全に行われなければならないと考えるがどうか。

答一 一般的包括的に市政全般について調査する旨の議決はなしえない。当該地方公共団体の事務のうちいかいなる範囲のものについて調査権を行使するかを議決すべきものである。

二 一により承知されたい。

三 できない。

四 当該事務の調査を当該委員会をして行わせる旨の議会の議決で足り、あえて文書による意思表示を必要としない。

五 含まれる。

六 法第九十八条又は第九十九条の検査又は監査は法第百条の調査とは直接関連を有するものではなく、従つて第百条の調査は、第九十八条又は第九十九条の検査又は監査の結果を前提要件とするものではない。

七 調査の範囲及び当該調査の際委員が関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる旨の議決がなされてゐる限り個々の関係人の出頭又

は記録の提出については更に議会の議決を必要とせず、当該委員会が議長を通じてそのつど関係人の出頭又は記録の提出を求めることができるものである。

八 適用されない。

九 形式要件の意味が明らかでないが、当該調査を当該委員会をして行わせる旨の議会の意思決定がなされていれば足りる。

「公共団体の事務」と「選挙管理委員会の事務」 (法一〇〇)

(昭和二二、八、八 地発乙第五五六号)
各都道府県知事宛 地方局長通知

問 法第九十八条及び第百条、第二百二十二条、第百九十九条の「公共団体の事務」には選挙管理委員会の事務を含むか。

答 お見込のとおり。但し、当該地方公共団体以外の団体の選挙に関する事務は含まない。

議会の調査権の対象となる団体等の意義 (法一〇〇)

(昭和二三、三、二三)
北海道総務部長宛 自治課長回答

問 法第百条第十項の団体等には、鉄道局その他国家行政機関も含む趣旨か。

答 第十項の団体等には、国の行政機関は含まない。但し、選挙人その他の関係人としての個人たる資格において当該機関に第一項の規定を適用することはさしつかえない。

調査事務の委託と関係人に対する請求権限の委任 (法一〇〇)

(昭和二三、一〇、六)
福岡県地方課長宛 自治課次長回答

問一 団体の事務に関する調査が特別委員会に付託されたとき、委員会は当然に関係人の出頭、証言、記録の提出を請求する権限があるか。

二 その権限がないとすればどうしたらよいか。
答一 ない。

二 議案付託の議決に際して、その調査のため、証人の出頭、証言又は記録の提出についての権限を委任する旨の議決を経なければならない。この場合の手続については、会議規則中に委員会において証人の出頭、証言又は記録の提出を必要とするときは、議長を通じてその請求をすることができる旨の規定を設けて置くのがよい。

地方自治法第百条第一項の疑義について (法一〇〇)

(昭和二六、二、二七 地自乙発第六八号)
北海道総務部長宛 地方自治庁行政課長回答

問一 第百条第一項の規定による団体の事務に関する調査が議会より特別委員会に付託されても委員会はこれにより当然に「関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する権限」を有するものではなく、これがためには議案の付託に際して特に「その調査のため必要があるときは委員会は証人の出頭、証言又は記録の提出を要求することができる」旨の議決を経なければならないと考えるがどうか。

二 たとえ議会の会議規則中に昭和二十二年十月十日附各都道府県総務部長宛行政課長通牒都道府県会議規則第百十五条第二項と同一の規定又は「委員会において証人の出頭証言又は記録の提出を必要とするときは議長を通じてその請求をすることができる」旨の規定が設けられていても、それは一の場合の手続規定と解すべきものと考えるがどうか。

三 議会において議案付託に際し「その調査の為、証人の出頭証言又は記録の提出についての権限を委任する」旨の議決をしていないにも拘らず委員会の決定により証人の出頭証言又は記録の提出を求めた場合、これは違法の措置と考えるがどうか。

四 従つて、三の違法な措置により委員会が出頭又は証言をなさしめた者に偽証の事実ありとし、法第百条第九項の規程により告発することの議決をして、もこれは違法な議決であつて法第百七十六条第四項の規程による再議の理由となると考えるがどうか。

答一、二、三 いずれもお見込のとおり。

四 一、及び三により承知されたい。

議会の事務調査権 (法一〇〇)

(昭和二六、一〇、四 地白乙発第三四七号)
北海道知事宛 地方自治庁次長回答

問一 法第百条第一項の「当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する権限」いわゆる証人喚問権については、地方自治法制定の当初からその権限を議会のみならず、また同条第二項の「民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定……これを準用する」いわゆる宣誓訊問権についても、昭和二十二年十二月の地方自治法の改正により新設されたときからこの権限は議会にのみ認められている。その立法趣旨はいずれにあるのか。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律においては、証人喚問権は、これを議院のみとするが、宣誓訊問権にあつては、委員長及び議院の合同審査会の長にもこれを認めているが、このように国会と地方議会との取扱を区別した根拠又は理由等はいずれにあるか。

二 昭和二十三年四月十日、同年十月六日、昭和二十四年三月二日、同年四月十一日及び同年二月二十七日貴庁から福岡県地方課長その他に対する回答において「第百条第一項の権限は、直接には委員会には与えられておらず、委員会がその権限を行うには、議案付託に際してその権限を委任する旨の議会の議決を経なければならない。この場合の手続については、会議規則中に委員会において証言又は記録の提出を必要とするときは議長を通じてその請求をすることができ旨の規定を設けておくのがよい」とあるが、この場合における「権限を委任する」の意味及び会議規則の規定事項の性質はいわゆる手続規定であつて、委任を含む実体規定の性質を帯びるものではないと解されるかどうか。また、これらの規定を条例（常任委員会及び特別委員会条例等）をもつて規定したとしても、その条例は依然手続規定たるにとどまり、これをもつて委員会に対し議会の権限を委任されたものと解されない

と思うかどうか。

答一 地方公共団体の議会と規定したのは、当時の立法の経緯に徴するに、小規模な町村の議会も含まれるので、地方議会の構成及びその運営の事態にかんがみ、これを議会そのものの権能とするにとどめるのが適当と判断したことによるものと考えられる。

後段 第二項以下の改正規定は、昭和二十二年法律第二二五号（議院における証人の宣誓等に関する法律）と同一国会において同時に審議議決されたものでありながら、あえて委員会、委員長（同法二、五一、五二、五三、六二、八）等の語を出さず、右法律と表現を異にしているのも、右の趣旨を明らかにしようとしたに外ならない。

二 前段 設問の当庁回答において「権限を委任する」といつているのは、やむを得ない事由により、議会自体において調査することが困難な場合に、議会の身分たる委員会をして内部的にそれらの事を行わせる取扱についてであつて、議会がこのような場合に、特定の委員会に対し、特定の事件を指定して内部的にそれらの事を行わせる取扱とすることが必ずしも直ちに違法の措置とはならないであろうとの趣旨である。

後段 お見込のとおり。

法第百条の運用とその解釈 (法一〇〇)

(昭和二四、二、一四 自発第一四七号)
長岡市議会議長宛 自治課長回答

問一 法第百条の規定により議会の普通地方公共団体の事務調査権の付与は、議会の予算増額修正権及び議員の予算を除く議会の議決権限に属する事項の発案権の行使並びに議会としての責務完遂の手段を規定したものであつて法第九十八条の議会の普通地方公共団体の事務の検査検閲権と併行する単独法であると思うかどうか。

二 同条の調査権の行使は議会の議決によるを原則とするが、同条中の資料記録の提出要求、議会図書室の整備運営等の輕易な事項は、議長、副議長、議員の職務権限において行使できるかどうか。

三 同条の調査権行使の事務範囲は現在議会に上程中のものは勿論、将来付議

されると予想される固有事務に及ぶものと思うがどうか。

答一、三ともお見込のとおり。
二は、資料、記録の提出要求、議会図書室等の事項であつても議決に基き議長、副議長及び議員に特別の委任がない限りその職務権限によつて当然に専決処理することはできない。

法第百条の調査権 (法一〇〇)

(昭和二九、九、一五 日庁行発第一七三号)
(三原市議会副議長宛 行政課長回答)

問一 議会が法第百条の規定に基き市長に対し市長が現に保管中の必要書類の提出を要求した場合、期限までに提出しなかつたときはどうか。

二 一の場合において、議会が市長に対し市長が現在保管中の必要書類の提出を要求するには何日程度の猶予を与えるべきか。

三 議会が調査特別委員会を設置し、その必要経費を要求した場合、市長は直ちに予算措置をすべきと思うがどうか。また、右予算措置をしなかつた場合はどうか。

答一 正当の理由がないのに提出を拒んだ場合は、法第百条第三項の規定による罰則の適用がある。

二 直ちに提出しうると認められるものについては直ちに提出すべき旨を求めらるべきものであり、必要書類の内容によつてしかるべく決定する外はない。

三 法第百条第十一項の規定による予算の定額以上に調査費を必要とすると認められる場合においては、長に対して予算の追加を求めるべきものである。

「関係人」及び「団体等」とこれらに対する罰則 (法一〇〇)

(昭和二四、七、二七 自連発第九三号)
(九州各市議会議事務局長協議会長宛 連絡行政部長回答)
(熊本市議会議事務局長宛)

問一 法第百条第一項の「その他の関係人」とは、自然人のみをさし、同条第十項の「団体等」は含まない趣旨であるか。

二 然りとすれば、「団体等」の代表者の出頭及び証言を請求しうる旨の規定を設けなかつた理由。

三 並びに「団体等」が議会の求めに応じなかつた場合における罰則規定を設けなかつた理由。

答一 お見込のとおり。

二 団体等の代表者は自然人であつて、法第百条第一項が当然適用されるからである。

三 団体等が議会の求めに応じなかつた場合は、その代表者に法第百条第三項を適用する手段があり、団体自体に罰則を科することは適当でないからである。

職員組合長に対する出席請求 (法一〇〇)

(昭和二四、九、五 地自崎第八号)
(大村市議会議事務局長宛 行政課長回答)

問 議案審議に当り市職員組合長の出席を求めたのに応じなかつたことにつき、議員の発議により議決を経て法第百条第一項を適用し出席を求めることができるか。

一 文書によらなければ効力はないか。

二 応じない場合告発しなければならないか。

三 告発は何時でもよいか、又は期限があるか。

答 法第百条第一項の地方公共団体の事務の調査の範囲に該当する場合は、お見込のとおり。

一 お見込のとおり。

二 法第百条第三項及び第九項の規定により措置すべきである。

三 何時でもよい。

選挙投票の調査 (法一〇〇)

(昭和二二、五、二九 各都道府県知事宛 地方局長回答)

問 議会の事務調査権は、一般事務の調査を対象とするものであり、既に執行済

の選挙につきその正否を調査するため投票を再調することには及ばないものと考えられるか。

答 お見込のとおり。

議会の調査権 (法一〇〇)

(昭和二六、一二、一 地自行発第三九六号)
長崎県総務部長宛 行政課長回答

問 従来本市が特別会計として経営していた公設物資部(製米、製粉、製パン及び繊維品、化粧品その他日用品等の販売)を廃止し、土地建物は一定の賃貸料を毎月徴収することとし、その他の機械器具並びに商品は五ヶ年賦有償として昭和二十四年に株式会社市民生活協同組合に譲渡したが、その当時の契約による譲渡代金及び土地建物の賃貸料が全部未払となつていたので、当市議会において特別委員会を設置して組合の経営状態を調査することになった。

一 法第百条第一項の規定により調査ができると思うかどうか。できるとすればその調査の範囲はどの程度までできるか。

二 会社の経営状況を調査したいと思うがどの程度できるか。若しできないとすれば他に適当な方法はないか。

答 当該市の事務に関して(契約による譲渡代金及び土地建物の賃貸料の未収の状況)必要がある限り調査できる。

特別委員会の行う調査 (法一〇〇)

(昭和二九、四、二 自丁行発第二九号)
栃木県議会事務局局長宛 行政課長回答

県が行っている中小企業融資の貸付金の貸付について疑惑を生じ、県議会で調査することとなり、その調査のため特別委員会が設置され、県の議決をもつて、同特別委員会に法第九八条及び第百条の権限が委任されたが、特別委員会が調査を行うに当り、

問一 当該知事部局の関係書類及び計算書を検閲し、記録の提出及び関係人として、関係職員の出頭証言を請求することができると解するかどうか。

二 貸付金の貸付先の団体(信用組合)に対し、貸付に関する記録の送付を求めることができるかと解するかどうか。

三 貸付金の貸付先の団体(信用組合)の責任者に対し、貸付に関する出頭証言を請求することができると解するかどうか。

2 右の団体の責任者が出頭できない場合、その代理者の出頭は請求できるか。また、団体の普通職員についてはどうか。

3 貸付について新聞の報道又は巷間に伝わる説について、右の団体の責任者についてその真偽の証言を求めることができるか。

四 一 本会議において、この問題を発言して特別委員会設置の直接動機となつた発言議員に關係人として出頭、証言を求めることができるか。

2 一の発言内容が巷間の説(貸付について議員に關係があるとの意)である場合、その説の出所、真偽などについて証言を求めることができるか。

3 その場合、発言議員の資格は關係人としての議員であるか。

五 一 貸付に關して運動した新聞報道又は巷間の説にいられてる議員に關係人としてその真偽について出頭証言を求めることができるか。

2 発言議員の証言で、貸付に運動したといわれる議員の氏名が証言された場合、その議員の出頭証言は求められるか。

六 一 貸付先の団体の役員でない第三者で、貸付の際關係があつたといわれるものに対し、その真偽の出頭証言を求めることができるか。

2 貸付を有利に導く運動の真偽について料亭の主人等に關係人として出頭証言を求めることができるか。

七 貸付先の団体(単位信用組合)の事務について、知事に対し、協同組合による金融事業に関する法律による監査又は再監査を求め、その報告を請求できるか。

答 一 所問のような権限が明確に当該委員会に委任されている限り、お見込のとおり、なお、手続等に關しては昭和二十四年四月十一日自発第四〇二号福岡県議会議長あて自治課長回答を参照のこと。

二、三 設問の中小企業金融の貸付金の貸付に關する事件の調査のために必要な限度においてお見込のとおり。

四 一、二 お見込のとおり。

3 法第百条第一項に規定する選挙人その他の關係人としての資格である。

五 いずれもお見込のとおり。

六 1、2 関係人と認められる限り、公益上必要やむを得ない場合においてはその限度においてお見込のとおり。

七 法律上議会は設問のごとき権能は存しない。

なお、法律上の解釈としては右のとおり解するが、議会が法第百条の規定により、特に部外の関係人について出頭及び証言を求める等のことは、関係人の自由の制限に關するところがきわめて大きいので、公益上事務調査のために真に必要なやむを得ない場合においてその最少限度にとどめるべきものと認められ、運用上特に慎重を期する必要があるため念のため申し添える。

公立学校共済組合支部及び教育法人に対する議会の調査権（法二〇〇）

（昭和二八、一〇、一四 自行行発第二九三号）
千葉県議会事務局長宛 行政課長回答

問一 公立学校共済組合支部の事業に關して、県議会は、法第九十八条に規定する教育委員会に對する報告の請求、検閲、検査の権限を有するか。

二 公共学校共済組合の支部の事業に關して、県議会は、第百条に規定する調査権を有するか。

三 公立学校共済組合支部の事業に關して、法第九十九条に規定する監査委員の職務権限を有するか。

四 社団法人千葉県教職員厚生会の事業内容等に關して県議会は、第百条に規定する調査権を有するか。

答一 公立学校共済組合支部の事業そのものに關しては、県議会は設問の権限を有しない。なお、法第九十九条により教育委員会に對して説明を求め、これに對して意見を述べることが出来る。

二 公立学校共済組合支部の事業そのものに關しては、県議会は設問の権限を有しない。なお、県が同支部に對して補助金を支出している場合には、その補助金の支出に關しては、同条の調査権を有するものと解する。

三 同条第六項の規定に該当する場合においては、監査委員は公立学校共済組合支部の出納その他の事務の執行を監査することが出来る。

四 社団法人千葉県教職員厚生会の事業内容そのものに關しては、県議会は設

問の権利を有しない。

議会解散請求の署名に對する議会の調査（法二〇〇）

（昭和二四、九、二 地自職第五号）
長崎県総務部長宛 連絡行政部長回答

問 議会の解散請求を、市選挙管理委員会において（署名簿の照会を終り）受理した場合、市議会は右署名に關し、第百条の規定を適用し、調査を行い、関係人の出頭及び証言を請求しうるものと解してよい。

また、請求受理前、すなわち、署名簿照会中においても、可能であるか。

答 第百条の規定は受理前においては勿論、受理後においても適用すべきものではないと解する。

請願と調査権の発動（法二〇〇、一二四）

（昭和二九、八、一八 自行行発第一四三号）
熊本県総務部長宛 行政課長回答

問一 次の諸願の内容（略）は一般的解釈からして見る場合、次のいずれの所管に属するか。また、処理すべき官庁。

1 警察事務に属する

2 人権擁護委員の事務に属する

3 警察、人権擁護委員両者の事務に属する

4 いずれにも属しない

二 人権擁護委員の所管事務であると解する場合、地方自治法第二条第六項（現九項）の規定により議会は調査権を発動し得ないものと解するがどうか。

三 調査権を発動しうる場合、特別委員会は法第百条の規定に基づき議会の委任により関係人の出頭、証言並びに記録の提出を請求することが出来ることとなるが、この場合特別委員が現地に出張して請願者及び関係人に対し戸別訪問等の形式をもつて質問、事情の聴取等を行うことはさしつかえないか。

四 特別委員が学校その他の場所において区民を集め、紛糾した事態を收拾し、明朗にして民主的な雰囲気醸し出すために座談会を開催することは違法では

ないか。

答一 一般的には人権擁護委員が処理すべきものと考えられるが、警察法第二条第二項に係る案件がある限りは警察の事務にも属するものと解する。

二 一によつて承知されたいが、議会が一般的に市民の安全と利益を図るために必要な調査を行うことはさしつかえない。

三 団体事務調査の限度において、右行為を行うことはさしつかえないものと解する。

四 特別委員として座談会を催することはできないものと解する。

警察事務に関する議会の調査 (法一〇〇)

(昭和二七、一一、四 自行発第一〇二号)
長野県総務部長宛 行政課長回答

問一 市警察の捜査(刑事)事件等は法第二条第三項第一号の事務であると解するが、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕に関する事件は市議会において調査する権限があるか。

二 第一百条の事務調査にあたり刑事事件の犯罪捜査の内容を調査するため関係人の出頭及び証言をさせることは公安委員会の警察管理権を侵すことにはならないか。また、書類を提出させるにつき検察庁へ回した事件の場合もこれを提出させることができるか。

三 捜査内容の調査を議会でできるという場合、市警の捜査の円滑を欠き、また警察官の士気を阻害しないか。

四 法第二条第五項により市は警察法の定めるところにより警察を維持し並びに法律及び秩序の執行の責に任ずるとあるが、市長は警察のあらゆることを管理するか。

答一 法第一百条の規定により調査権を有すると解する。

二 前段 公安委員会の警察管理権を侵すことにはならない。

後段 請求できる。

三 調査の緊要性とその方法との比較考量的問題であるが、設問のごとき影響を及ぼさないように留意すべきである。

四 法第二条第五項は市町村の団体事務について規定したものであつて、市町

村警察の管理を行う機関は当該市町村公安委員会であり(法第二百二条の二第三項)、市町村長は公安委員会を所轄する立場にあるものである。

市議会の警察事務調査に関する疑義 (法一〇〇)

(昭和二五、五、二六 尼崎市公安委員会宛 法務府法制意見第一局長回答)

一 問 題

市警察がその管轄権に基いて処理した犯罪の捜査及び被疑者の逮捕に関する特定の事件に関して、

(一) 市の議会の設置する特別委員会は、地方自治法第一百条第一項の規定による調査を行い、また、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるか。

(二) もしできるとしても、市公安委員会は、市の警察関係職員の職務上の秘密に属する事項については、同条第四項の規定に基いて議会に対する証言又は記録の提出の承認を拒否することができるか。

二 意見及び理由

(一) 警察法は、市が国から独立してその区域内における警察の維持、管理に任ずることを定めているから(警察法第四十条、第四十一条、第四十三条)、かかる市の警察に関する事務は当該市の事務に属し(地方自治法第二条第二項、第三項第一号及び第八号参照)、従つて、それは地方自治法第一百条第一項にいう「当該普通地方公共団体の事務」にあたると解される。この点について、警察法は、自治体警察に関して地方自治法の特例を定めた法律であるとの理由から、市の警察事務については同条の規定の適用が排除されるのではないかと論があるが、地方自治法は地方公共団体の組織及び運営に関する基本法であつて、自治体警察に関する警察法の規定といえども、地方自治法第一百条第一項に規定する議会の権限行使を排除する趣旨とは認められないから、市の議会の調査の対象となるべき「当該普通地方公共団体の事務」から特に市の警察に関する事務を除外して解することは正当でない(警察法と地方自治法との関係については、別添の本年一月三十日付、大阪府警視庁警視總監宛「警察法第二条その他の解釈について」の当職回答中、理由(四)の前段を参

照されたい。従つて、市の議会が前記地方自治法の規定に基いて、当該市の警察事務に関する調査を行い、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるのは当然というべく、これによつて、何ら市公安委員会の警察管理権を侵することにはならない。お尋ねの場合、市の議会の設置する特別委員会が右の規定による権限を行使し得るかが問題となつてゐるが、右の調査権その他の権限は、議会に対して与えられたものであるから、議会の設置する委員会が右の権限を行使するには、議会において、当該事件の調査並びに関係人の出頭、証言及び記録の提出の請求を当該委員会をして行わしめる旨の議決をなす等、議会の特別の委任を要するものといわなければならない（ただし、市条例に別段の定めがあるときは、この限りではない）。

次に、市の警察事務のうち、特に犯罪の捜査及び被疑者の逮捕に関する事項については、その性質上、議会の調査権が及ばないのではないかと論を検討してみよう。思うに、本条は、市の議会が議事機関たる立場において、広く市の事務一般に関して調査することを認めたものであつて、この意味から市の事務の一たる警察に関する事項も当然調査の範囲に属することは前述のとおりである。而して、警察法第二条第二項は、警察のなす犯罪の捜査及び被疑者の逮捕が旧警察制度と異り、警察固有の事務の一環たることを明定し、従つて、右の事務が地方自治法第二条第四項第一号に掲げる「司法に関する事務」にあたらなことが明かである以上、それが刑事手続に関連を有するとの理由をもつて、右の事務が議会の調査の対象から除外されると解すべきいわけではない。すなわち、市議会の調査権は、当該市の警察の扱う犯罪の捜査及び被疑者の逮捕に関する事項にも及ぶと解すべきである。ただ、右の調査権は、現に当該市の事務のみに限られ、国の事務には及ばないのであるから、国の専管事務なる検察官の所掌事務及び司法に関する事務については、議会の調査が及ばないことに注意すべきであるし、又、議会の調査方法はあくまで前記地方自治法の規定に従つてなされるべく、それ以外の強制的な方法によることの許されないのももちろんである。

四（一）に述べたところにより、市議会の調査権は、市警察のなす犯罪の捜査及び被疑者の逮捕に関する事項にも及ぶわけであるが、この場合、同条第四項の規定により、警察関係職員が職務上の秘密に属するものである旨を申し立て、議会が当該公安委員会に対して、右に関する証言又は記録の提出の承認

を求めたときに、公安委員会は、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕に関する事項については、一般にその承認を拒否できるであらうか。同条第四項は、その後段において、「当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疎明すべき旨規定し、同第五項は、議会が右の「疎明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる」とし、更にその第六項は、当該官公署が右の「要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは」、「関係人は、証言又は記録の提出」なすべきことを規定している。これらの規定を総合すると、本条第一項に規定する議会の調査権は極めて重要かつ強力な権能であつて、この権限の行使を十全ならしめるために、官公署といへども、単に職務上の秘密に属するのゆえのみをもつて、所属職員の証言又は記録の提出の承認を拒むことを許さないこととし、特に、当該証言又は記録の提出が、「公の利益を害する」程の重大性と反公益性とがある場合に限り、右の承認を拒否することを認めた趣旨と解するのが正当である。この意味において、右の承認を拒否するとは、当該官公署の全然自由な裁量にかゝるものではないといわなければならない。

お尋ねの犯罪の捜査及び被疑者の逮捕をこの見地に即して考えると、それが他の事項に比してより高度の秘密保持を必要とするものであることは充分認めうるところであるが、既に、その事項が調査の対象となりうるものである以上は、かかる秘密性のゆえのみをもつて、ただちに、当該公安委員会が右の承認を拒みうると解することはできない。しかしながら、この種の特定事件について、公安委員会が「公の利益を害する」と認めて承認を拒否することが法律的に不可能というわけではもちろんないのであるから、かかる判断は、結局、事項の一般的性質のみによつて抽象的に決定されるべきものである。はなく、あくまで当該事件に即して、具体的に決定するの外ないことである。

法第百条第四項、第五項について（法一〇〇）

（昭和二九、一一、一八 自行政発第一九九号）
（広島県税務部長宛 行政課長回答）

問一 法第百条第五項の規定により官公署が声明をした場合は、選挙人その他の

関係人は、公務員たる地位において知り得た事実については、もはやその事実に関する証言又は記録の提出義務は完全になくなると思うがどうか。

二 議会は前項の声明が公の利益を害するという正当の理由がないと認めても出訴したり（偽証罪等の容疑で）その声明の修正を求めたり、その取消を求めることはできないと思うがどうか。

三 議会は前項の声明が、公の利益を害するという正当の理由がないとして法第百条第三項の罪を犯したものと認めて告発することが出来るか。もし告発できるとすれば、その対象は声明をした官公署の代表者か、あるいは、証言を求められた選挙人その他の関係人か。

答一、二 お見込のとおり。
三 告発することはできない。

犯罪容疑者告発に関する議決（法一〇〇）

（昭和二六、三、三 地自行発第四〇号）
（北海道総務部長宛 行政課長回答）

問 法第百条第九項のごとき場合を除く外議会在ある犯罪容疑者として告発する旨の議決することはできないと思うがどうか。

答 お見込のとおりと解される。

出頭人に対する実費弁償及び調査事件の範囲（法一〇〇）

（昭和二七、九、一九 自行行発第三七号）
（防府市議会事務局長宛 行政課長回答）

問一 市議会において、市役所内に不正事件ありとして調査のため特別委員会を設け、参考人又は証人を多数喚問したが、実費弁償の条例がない場合、その支給はいかにすべきであるか。また、出頭人中当局の職員も含まれているが、これら職員は公務の一部として出頭したものであるから支給の要はないと解されるがどうか。

二 たまたま右事件を調査中一証人によつて数年前別個に不正事件のあることが証言され、委員会は議決した調査目的を逸脱し調査したが、かかる場合議

会に報告してもさしつかえないか。

答一 前段 設問の条例が存在しない限りは、費用弁償の支給はできないから、法第二百七条の規定に基く条例をすみやかに制定して実費を弁償しなければならぬ。

後段 実費弁償に関する条例の定めるところにより設問の出頭に要した費用の弁償をすべきである。

二 特別委員会に対する事件の付議方法にもよるが、特別委員会は、議決により付議された事件の範囲をこえて調査することはできない。当該事件の調査に關し所問のごとき事件を発見したときは、これを事実上議会に報告することとはさしつかえないと解する。

圖書室だより

官公庁・その他よりの受贈圖書

図 書 名 受 贈 先

昭和三十年国勢調査報告 第五卷	総理府統計局
北海道総合開発第二次五カ年計画	道 開 発 庁
教職員の勤務評定試験	都道府県教育長
支庁管内振興奨励補助金是如何に使われたか	道総務部地方課
函館市勢要覧	函 館 市
イギリス地方制度の動向	大阪府会事務局
北海道労働組合名鑑	道労働部労政課
自治春秋 新年号、二月号	道労働部労政課
通産旬報 一二九、一三五号	第一法規出版社
旬刊広報 二五〇、二五四号	道総務部道民課
調査月報 一月号	道拓銀調査課
教育月報 一月号	教育委員会
びぶろす 一、二月号	国会図書館
北海警友 二月号	道警本部
出版ニュース 一月上、下旬号	富 貴 堂
労働力調査報告 一、一月份	総理府統計局
北海道統計 一三七、一三八号	道総務部
建設月報 一、二月合併号	文書統計課
北海道労働研究 七二号	道立
研究紀要 第二七号	労働科学研究所
さつばろ経済 三七号	道立教育研究所
厚生 二月号	札幌市
職業安定 三二号	商工会議所
北海労働 一二、一、一月号	道労働部
	職業安定課
	道労働部

世界週報 新年特大号	時事通信社
北海春秋 創刊号	北海春秋社
農家の友 二月号	道農務部
神奈川県議会時報 一九号	神奈川県議会議事事務局
栃木県議会月報 二・三合併号	栃木県議会議事事務局
東京都議会月報 二〇・二合併号	東京都議会議事事務局
鳥取県議会月報 一月号	鳥取県議会議事事務局
長野県議会資料 七六号	長野県議会議事事務局
福島県議会報 二号	福島県議会議事事務局

昭和三十三年三月二十日発行

北海道議会時報（第十卷第三号）

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局

二月のメモ

- 1 ○韓国抑留日本人漁夫の送還第一陣三百名下関に上陸。
○エジプト、シリア両国合邦し、統一アラブ共和国誕生。
○米政府、宗谷救援にバートン・アイランド号派遣を現地司令官に命令。
○東京宝塚劇場焼く。(死者三、負傷者十二)
○世界スキー選手権大会回転競技で猪谷選手三位に入賞。
○プソ連首相、ア米大統領に巨頭会談について新書簡送る。
○富良野でバス橋から転落。(死者二、負傷者十七)
○二日のプソ連書簡の内容発表。
○衆院解散決議案不決。
○小沢(自民)発言で国会波乱。
○済東地方に大雪、被害綿出。
○富士鉄室蘭でガス管爆発。(六名重軽傷)
○日・印田借款及び通商協定に調印。
○北千島沖合に出漁中の底引船十六隻シケで幌筈島に緊急避難。
○松村氏稲作協会に辞表を出す。
○寿都町長に高野敬孝氏当選。
○宗谷丸四十六日ぶりに氷海脱出。
○宗谷丸、バートン・アイランド号と出会う。
○平取町貫貫別小中学校全焼。
○第九回札幌雪まつり開く。
○阪大岡田研究室で核融合反応推定百万度の超高温の造成に成功。
○世界アルペンスキー選手権大会で猪谷選手総合で四位に入賞。
○宗谷丸基地進入を断念、西堀越冬隊を飛行機で収容することに決定。
○小樽映画館で火事騒ぎ。(重軽傷十)
○中国人民大会で周首相は「日本政府は非友好的である」と日本を非難。
○労働省三十二年度労働情勢を発表。
○北日本一帯に大規模なオーロラ観測。
○外務省、ソ連は北洋安全操業は領土問題との不可分を主張しているとその交渉経過を発表。
○青函連絡吹雪で混乱三十二本が運休。
○南極観測隊西堀越冬隊全員を宗谷丸に収容。
○道東、道北地方大雪で列車ダイヤ混乱。
○十二日午後からの吹雪で東北地方の交通、通信混乱。
○政府、ソ連に安全操業交渉開始申し入れよと門脇大使に訓令。
○イラク、ヨルダン両国統合してアラブ連邦設立。
○宗谷丸、本観測越冬を一まず断念し離岸。

- 15 ○スマトラ反政府指導者、新政府の樹立決定を宣言。
○札幌管区気象台、今年は冷害の心配なしと夏の予報を発表。
○市川道農地開拓部長、漁業公社常務取締役役に選任さる。
○韓国旅客機、北鮮領に入る。
○宗谷丸外洋に脱出。
○自民党新総務決る。(会長に佐藤栄作氏再選)
○岸首相、ソ連が南千島の日本領有を認めるならば平和条約交渉に応じて、といと所信表明。
○ア米大統領領外援助教書を発表。
○衆院三十二年度補正予算案を可決。
○門脇駐ソ大使、ソ連に安全操業交渉の再考を促す口上書を手交す。
○スーダン、エジプトとの国境紛争について安保理に提訴。
○政府、米国政府に対してエニウエトクにおける核実験の即時中止を申入れ。
○全日本スキーノルディック種目選手権大会開く。(小樽)
○芸術院賞、受賞者決る。(恩賜賞 吉備彦氏、院賞 森 白甫、望月春江、中野和光、山室百也、松田尚之、新関良三、川路柳虹)
○訪中通商使節団出発。(団長 池田正之輔氏)
○米英ミサイル基地協定に調印。
○春闘全道総決起大会開く。
○道庁水産部、漁業調整と漁業秩序を維持するよう警告。
○高松官来道。(国体スキー)
○日本政府、ソ連政府に対し、十二月十日付プ書簡について口上書をもつて回答。
○第十四回社会党大会開く。
○湧網線でレールバス貨車に衝突。(重軽傷者十六)
○宗谷丸越冬を断念し、帰途につく。
○福島町で十四戸二十二世帯焼く。
○長万部で一家六人焼死。
○日・中鉄鋼協定に調印。
○社会党大会終る。(委員長に鈴木茂三郎氏、書記長に浅沼稻次郎氏再選)
○第一回定例道議会開会。
○横山大観氏死去。
○中庄別で一家三人焼死。
○第十三回国体冬季大会スキー競技会開会。(札幌)
○日韓会談の延期について韓国政府、日本を非難。
○政府与党は日・ソ漁業交渉行詰り打開に平塚代表に帰国を訓令。